

国立大学法人北海道国立大学機構合同監事選考会議規程

令和3年12月3日
国立大学法人小樽商科大学
国立大学法人帯広畜産大学
国立大学法人北見工業大学

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年法律第41号）に基づき、文部科学大臣が行う国立大学法人北海道国立大学機構の監事の任命に当たり、文部科学大臣に推薦する監事候補者の選考を行うために設置する国立大学法人北海道国立大学機構合同監事選考会議（以下「選考会議」という。）の運営等に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 選考会議は、監事に求める人材像等を定め、これに基づいて監事候補者の選考を行う。

(組織)

第3条 選考会議は、次の各号に掲げる委員を持って組織する。

- 一 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程（平成16年4月1日制定）第2条第2項に掲げる理事及び第12条第2項第5号に掲げる委員のうち国立大学法人小樽商科大学長が指名する者 各1名
 - 二 国立大学法人帯広畜産大学理事に関する規程（平成16年4月7日規程第1号）第2条に定める理事及び国立大学法人帯広畜産大学経営協議会規程（平成16年4月7日規程第3号）第3条第1項第4号に掲げる委員のうち国立大学法人帯広畜産大学長が指名する者 各1名
 - 三 国立大学法人北見工業大学組織規則（平成19年3月14日北工大達第23号）第4条第2号に定める理事及び国立大学法人北見工業大学経営協議会規程（平成16年4月1日北工大達第4号）第2条第1項第4号に掲げる委員のうち国立大学法人北見工業大学長が指名する者 各1名
- 2 委員が事故等により欠員となった場合は、速やかに補充する。

(議長)

第4条 選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。ただし、議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 選考会議は、委員の3分の2を超える出席がなければ開催することができない。

- 2 議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、選考会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第8条 選考会議の事務は、小樽商科大学総務課、帯広畜産大学総務課及び北見工業大学総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に必要な事項は、議長が選考会議に諮り、定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年12月3日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。